

令和8年度大月市における障害者就労施設等からの
物品及び役務の調達を推進を図るための方針

令和8年5月11日策定

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、「令和7年度大月市における障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）」を策定する。

1 適用範囲

調達方針は、本市の全ての機関における物品等の調達に適用する。

2 対象施設等

対象となる施設等は、山梨県内に所在地又は住所がある障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する物品等の調達が可能な施設等（別表）とする。

3 対象物品等

対象となる物品等は、施設等から調達可能な物品の購入及び役務の提供とする。

4 調達目標

調達の目標は、調達額が前年度の実績を上回ることとする。

（令和7年度調達実績 892,620円）

5 調達推進方法

- （1）本市の全ての機関は、物品等の調達に当たっては、分野に限定することなく、可能な限り施設等から調達するよう努めるものとする。
- （2）福祉介護課は、施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報をもとに本市の全ての機関に対して、優先調達を依頼する。
- （3）本市の全ての機関は、業務遂行にあたり発注可能な物品等の検討を行い、施設等への発注に努める。
- （4）本市の全ての機関は、施設等への発注に当たっては、施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等適切な配慮を行う。

6 調達方針及び調達実績の公表

- （1）調達方針を策定したときは、市ホームページにより公表するものとする。
- （2）調達実績は、会計年度終了後、福祉介護課が本市の全ての機関に照会の上、概要を取りまとめ、市ホームページにより速やかに公表する。

別表

障害者就労施設等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体